住所　広島県大竹市阿多田248番地
劉秀霞　昭和51年12月1日生
住所　横浜市泉区中田南5丁目14番9号
張暁玲　昭和47年1月12日生
住所　大阪市西淀川区福町1丁目12番34－305号
金榮一　昭和33年3月15日生
住所　岡山市中区長岡（県営住宅24号）
楊奕格　昭和54年11月12日生
住所　東京都品川区北品川3丁目7番22号
邱玲　昭和50年1月12日生
住所　埼玉県川口市飯塚2丁目9番33－504号
オモル・サイドル・ロホマン　昭和45年4月3日生
住所　広島市南区仁保1丁目6番3－201号
金優子　昭和50年4月15日生
住所　三重県鈴鹿市神戸5丁目14番41号
丁亜希　昭和30年11月3日生
丁亦思　平成8年9月1日生
住所　神戸市東灘区御影中町8丁目5番11－701号
劉清美　昭和49年4月28日生
住所　大阪府河内長野市楠町3番8－105号
崔花子　昭和56年1月4日生
住所　福岡県京都郡苅田町新津3丁目10番地2
金範子　昭和51年8月12日生
住所　北九州市門司区寺内1丁目29番10－103号
金一成　昭和53年7月23日生
住所　千葉県八千代市村上1975番地120
ソル・サルバシヨン・タカハシ　昭和53年2月24日生

○農林水産省告示第百七十一号

農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）第八条の二第一項の規定に基づき、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構から平成二十一年度において実施した型式検査に合格した農機具の型式等について次のとおり報告があったので、同条第二項の規定に基づき、公示する。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

1　農機具の種類、型式名、合格番号及び依頼者の名称

農機具の種類	農機具の型式名	合格番号	依頼者の名称
農用トラクター（乗用型）用安全キャブ及び安全フレーム	三菱　CF510	209033	〃
〃	三菱　2FJ30	209034	〃
〃	三菱　CFJ30	209032	三菱農機株式会社

2　検査成績の概要

検査成績の概要については、農林水産省生産局農業生産支援課、地方農政局、内閣府沖縄総合事務局、都道府県庁及び独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構において閲覧に供する。

住所　大分市大字小池原819番地2
董春華　昭和41年9月21日生
住所　神奈川県茅ヶ崎市美住町2番54号
陳蒜　昭和45年2月10日生
姜孟岐　平成4年9月27日生
住所　千葉県市川市塩焼2丁目1番27－207号
劉麗娜　昭和49年5月21日生
住所　大阪府吹田市広芝町22番24－601号
鄭一夫　昭和45年12月8日生
住所　兵庫県伊丹市口酒井2丁目9番32－205号
朴永信　昭和57年2月16日生
住所　横浜市磯子区杉田3丁目16番1－103号
具正樹　昭和56年11月7日生
住所　佐賀市西与賀町大字厘外732番地12
隋楠　昭和55年1月9日生

○厚生労働省告示第十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の五の項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成十六年厚生労働省告示第二百四十号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年一月十九日

厚生労働大臣　長妻　昭

「ﾆｭｰﾖｰｸ州」を「イリノイ州、テキサス州、ペンシルバニア州及びﾜｼﾝﾄﾝ州」に改め、「（ウィルトシャー州を除く。）」を削り、「フランス（ﾄﾞｩ・セーブル県を除く。）」に改める。

○農林水産省告示第百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年一月十九日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　新潟県中魚沼郡津南町大字上郷上田乙二〇八八、乙二二一六、乙二二一七の一、乙二二一五六の一、乙二二一六一の一、乙二二一六四、乙二二一六八の一、乙二二一六八の四、乙二二一七二、乙二二一七七、乙二二一八一、乙二二一九〇の一、乙二二一九四、乙二二一九四の一、乙二二一九五の二、乙二二一九五の七、乙二二一九六の一、乙二二一九六の四、乙二二一九九、乙二二一七七、乙二二一九六の二、乙二二一九〇の一、乙二二一九四、乙二二一九四の一、乙二二一九五の二、乙二二一九六の一、乙二二一九六の二、乙二二一七、乙二二一八の一、乙二二一九、乙二二四八の一、乙二二四八の二、乙二二四八九、乙二二四九四、乙二二四九五、乙二二四九五の一、乙二二四九六の二、乙二二四九六の五から乙二二四九六の七まで、乙二二五八、乙二二六〇四、乙二二六一、乙二二六一五、乙二二六二二、乙二二六二四、乙二二六三二、乙二二六三三の二、乙二二六三四の一、乙二二六四三、乙二二六四六、乙二二六五〇、乙二二六五五、乙二二七一六、乙二二七四四、乙二二七四六、乙二二七五〇、乙二二七五五、乙二二七五八、乙二二七七一、乙二二七七二、乙二二七九一、乙二二七九四の二、乙二二七九五、乙二二七九五の一から乙二二七九五の三まで、乙二二八〇〇の一、乙二二八〇二、乙二二八一七、乙二二八二〇、乙二二八二九、乙二二八四一の一、乙二二八四二の一、乙二二八四四、乙二二八五〇、乙二二八五六、乙二二八七二、乙二二八七五の一、乙二二八七八、乙二二八九〇の一、乙二二九一〇の一、乙二二九二三の二、乙二二九三三の一、乙二二九三三の二、乙二二九三三の九、乙二二九三三の一〇、乙二二九三三の一五、乙二二九三三の一七、乙二二九三三の一、乙二二九三七の一、乙二二九三九、乙二二九三九四、乙四〇〇四の一、乙四〇二九、乙四〇三一の三、乙四〇四四

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

大字上郷上田乙二〇八八、乙二二一六、乙二二一七の一、乙二二一五六の一、乙二二一六一の一、乙二二一六四、乙二二一六八の一、乙二二一六八の四、乙二二一七二、乙二二一七七、乙二二一八一、乙二二一九〇の一、乙二二一九四、乙二二一九四の一、乙二二一九五の二、乙二二一九五の七、乙二二一九六の一、乙二二一九六の四、乙二二一九九、乙二二一七七、乙二二一九六の二、乙二二一九〇の一、乙二二一九四、乙二二四八の一、乙二二四八の二、乙二二四八九、乙二二四九四、乙二二四九五、乙二二四九五の一、乙二二四九六の二、乙二二四九六の五から乙二二四九六の七まで、乙二二五八、乙二二六〇四、乙二二六一五、乙二二六二二、乙二二六二四、乙二二六三二、乙二二六三三の二、乙二二六三四の一、乙二二六四三、乙二二六四六、乙二二六五〇、乙二二六五五、乙二二七一六、乙二二七四四、乙二二七四六、乙二二七五〇、乙二二七五五、乙二二七五八、乙二二七七一、乙二二七七二、乙二二七九一、乙二二七九四の二、乙二二七九五、乙二二七九五の一から乙二二七九五の三まで、乙二二八〇〇の一、乙二二八〇二、乙二二八一七、乙二二八二〇、乙二二八二九、乙二二八四一の一、乙二二八四二の一、乙二二八四四、乙二二八五〇、乙二二八五六、乙二二八七二、乙二二八七五の一、乙二二八七八、乙二二八九〇の一、乙二二九一〇の一、乙二二九二三の二、乙二二九三三の一、乙二二九三三の二、乙二二九三三の九、乙二二九三三の一五、乙二二九三三の一七、乙二二九三三の一、乙二二九三七の一、乙二二九三九、乙二二九三九四、乙四〇〇四の一、乙四〇二九、乙四〇三一の三、乙四〇四四

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県庁及び津南町役場に備え置いて縦覧に供する。）